

## 雇用保険料率の変更・時間外割増率の引き上げについて

送信枚数 本紙含み 1 枚



平素は当協会の運営にご協力頂き誠にありがとうございます。

表題の通り、令和5年度の雇用保険料率に変更(引き上げ)となりますのでお知らせ致します。

4月1日以降に最初に到来する賃金締切日以降支給される給与、4月1日以降に支給される賞与からの雇用保険料の引き去りについて、変更をお願いいたします。

### 令和5年4月以降に支給する給与・賞与の雇用保険料率

事業の種類		令和5年4月1日から	
1	一般の事業(下記2・3以外の事業)	労働者負担	6/1000
		事業主負担	9.5/1000
2	農林水産・清酒製造の事業	労働者負担	7/1000
		事業主負担	10.5/1000
3	建設の事業	労働者負担	7/1000
		事業主負担	11.5/1000

### 月60時間超の時間外割増率が引き上げられます

令和5年4月1日より、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます。

これまでは大企業のみに適用されていましたが、4月1日以降は中小企業も適用の対象となります。

(2023年3月31日まで)				(2023年4月1日から)			
<b>月60時間超の残業割増賃金率</b> 大企業は 50% (2010年4月から適用) 中小企業は 25%				<b>月60時間超の残業割増賃金率</b> 大企業、中小企業ともに50% ※中小企業の割増賃金率を引き上げ			
	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	60時間以下	60時間超		1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	60時間以下	60時間超
		大企業	25%			50%	大企業
中小企業	25%	25%	50%	中小企業	25%	50%	50%

労務協会のホームページもご利用ください

労務協会のホームページでは、労務協会通信でお届けしていない情報なども発信しています。

ぜひ、ご活用下さい。 URL:<http://rokyo.net> 「阪神労協」で検索

各種共済制度のお問い合わせ  
お申し込みは、  
労務協会担当者まで!